

議会改革推進特別委員会会議録

1. 日 時 平成26年12月12日（金曜日）
午前9時30分～午後10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 荒 山 光 広 委 員 長 馬屋原 眞 一 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 徳 並 伍 朗 委 員
西 岡 晃 委 員 河 本 芳 久 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
萬 代 泰 生 委 員 高 木 法 生 委 員
岡 山 隆 委 員 俵 薫 委 員
坪 井 康 男 委 員 秋 枝 秀 稔 委 員
猶 野 智 和 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
石 田 淳 司 議会事務局長 大 塚 享 議会事務局係長
野 尻 登志枝 議会事務局企画員
6. 説明のため出席した者の職氏名
な し
7. 会議の次第は次のとおりである

午前9時30分 開会

○委員長（荒山光広君） おはようございます。ただいまより議会改革推進特別委員会を開催いたします。一昨日12月10日の日に議員定数の適正化に関する分科会、また議会改革の推進に関する分科会について、それぞれ午前・午後と開催をされました。その件につきまして、それぞれの座長さんより報告をいただきたいと思います。

まず、議員定数の適正化に関する分科会の下井座長さんのほうからよろしくお願ひします。

○委員（下井克己君） それでは、議員定数に関する事項の分科会の報告をいたします。12月10日水曜日、午前9時30分より委員会室において、委員全員出席のもと委員長をオブザーバーとして、議会改革推進特別委員会の議員定数の適正化に関する事項の分科会を開会いたしました。

まず、市民の方々の意見を会派で集約し、会派としての意見を述べていただきました。その御意見を御報告いたします。近隣市の状況を考え、15から17でまとめました。幅を持たせたほうがよいと考え、16から18でまとめました。資料等を検討した結果、16から18でまとめました。16から18、15から17の2つの意見でした、と4会派からの報告がありました。

次に12月3、4、5の議会報告会での意見がありましたので報告いたしました。その意見とは、まず議員の定数に関する議論は積極的に行ってほしい。また、その際に地域が広いことを加味する必要はない。次に、定数の問題は議会で議論すればよい。定数の多少よりも資質向上を図るべき。次に、議員報酬等費用的なことも考える必要がある。近隣他市と人口比較すると15から17が適当と考える。という意見がございましたということを報告しました。

その後、個人の意見はありましたが、委員会に報告するのに15から18というのは幅が広すぎるということで、お互いの数字がだぶっている16から17ということで、委員の御了解が得られましたので、16から17で報告することに決しました。

以上で報告を終わります。

○委員長（荒山光広君） 議員定数に関する分科会の下井座長さんから報告がございましたが、この意見につきまして質問なり、御意見なりある方はどうぞ。はい、三

好委員。

○委員（三好睦子君） 議会報告会で議員定数のことの案を聞くようにということがありまして、議会報告会で話があったと思いますが、これが全ての市民の方の意見ではないと思います。

○委員長（荒山光広君） 御意見ですか、三好委員。

○委員（三好睦子君） その点どのように考えられるか、もしもあれでしたらお願いします。

○委員長（荒山光広君） はい、下井座長。

○委員（下井克己君） その点につきましては、議会報告会でこのような御意見がございましたということで報告させていただきました。

○委員長（荒山光広君） その他質疑、御意見ある方どうぞ。よろしいですか。

それでは、分科会のほうから今、御報告がございました定数につきましては、16か17にしたいということでございますが、この報告に基づきまして、本委員会の委員長報告として、本会議最終日に委員長報告等することよろしいでしょうか。

それでは、本会議最終日に今の16か17とするということでの委員長報告をさせていただきたいというふうに思います。

それでは続きまして、議会改革の推進に関する分科会の河本座長さんよろしくお願ひします。

○委員（河本芳久君） 12月10日の議会改革分科会の会議の状況を御報告いたします。委員全員出席のもと、午後1時30分から会議を開きました。

まず最初に、さきの9月10日に開催いたしました前回の審議内容を確認するとともに、これから協議する事項について協議いたしました。協議事項としては、議会に関する事項、ほか5項目について改善点を検討、協議していくことが確認されましたが、これら全てについて検討することは、当日にはできないということで、項目を絞って検討、協議することにいたしました。

その第1点は、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例に、とりわけ地方自治法第92条の2、議員の兼業の禁止について、厳格な条項を規定する改正を行うこと、第2点目が議会運営に関すること、これら2項目について検討、協議いたしました。

最初に、美祢市議会議員の政治倫理に関する条例について、本分科会に所属する委員より会派からの案を提示の上、本条例の改正や改正の意図などについて説明が

あり、それについて各委員から活発な意見がございました。地方自治法第92条の2については、この件がもとで、これまでの議会紛糾の要因にもなったことがございます。改正するぜひとも必要があるとの意見、またこの条例改定は最高裁の判例から見て可能であるので、検討する必要があるとの意見もありました。一方、この件については、会派に持ち帰り検討すべきではないか、また条例改正の必要があるか否か、これも検討してみる必要があるとの意見もありましたが協議の結果、当分科会から特別委員会に改正案を提示することにいたしました。

また、これについては、特別委員会において審議し、採決の意思表示をしていただくことを要望する旨、併せて確認いたしました。

なお、当分科会からの条例改正案については、特別委員会に配付させていただき、後ほど内容説明をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、議会運営に関する事項、すなわち、円滑な議会を円るために改革したい事項について検討、協議いたしました。議会は、チェック機能を十分果たしているか。自由闊達な論議がなされているか。議会の権限、会議の諸原則、請願・陳情、意見書の取扱いについて、問題点があるか否かについて検討、協議することが確認されました。今回は、議会運営における議長権限について検討、協議することになりました。議長の権限は、議場の秩序保持や議事を整理する議事整理権や、対外的に議会を代表する議会代表権などがある。市民団体等から議会に提出された要望書等の取り扱いについては、全員協議会や、議会運営委員会の中で取り扱いについて検討されることが望ましいとの意見がございました。

なお、これらのことについては、9月26日特別委員会の中でも確認されております。

また、今後申し合わせ事項等にそのことを明記し、公平な議会運営が望まれるということを希望するという意見もございました。

このほか、議会と執行部との関係、開かれた議会、二元代表制の役割等については今後検討、協議することとなりました。

その他として、議会報告会で市民より、議員の資質向上について意見が出されていますので、議員定数と併せて議論を深めることを要望いたすということでございました。

以上をもって、分科会の報告を終わります。

○委員長（荒山光広君） ただいま議会改革の推進に関する分科会より報告がございましたが、この件につきまして質疑なり、御意見ある方はどうぞ。よろしいですか。

それでは、先ほど報告の中にもございましたが、当日分科会の中で市議会の政治倫理条例の改正案というものが会派から提出をされましたけれども、その資料につきまして配付をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは配付してください。

〔資料配付〕

○委員長（荒山光広君） それでは今、改正案につきまして、資料が配付をされたと思います。分科会の中で、本委員会でこの件について、ぜひ検討していただきたいというふうなことでございました。この提案につきまして、提出をされた西岡委員、説明をお願いします。

○委員（西岡 晃君） それでは今、御手元に配付させていただきました美祢市議会政治倫理に関する条例の改定案ということで、12月10日の分科会においても御説明いたしました。再度御説明させていただきたいというふうに思います。

御手元に2つの資料ございます。1つは改定案、また、もう1つは新旧対照表ということで、うちの会派がつくっております。若干不備があるかも分かりませんが、説明させていただきたいというふうに思います。

美祢市議会議員の政治倫理に関する条例は、平成23年3月24日から施行、実施されていますが、不備な事項も多く、特に地方自治法第92条の2については厳格に触れていないため、皆さん御承知のとおり今期の議会冒頭からこの問題についても問題視なり、議会の紛糾を招いたことは御記憶にあると思いますが、この地方自治法第92条の2ですが、条文では

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役若しくは監査役、若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない、という条文になっております。この規定の趣旨は、地方公共団体、美祢市のような公共団体のことを指しますが、この議会の議員は請負契約の締結に関する議決等に関わるなど、直接、間接に事務執行に大きく関与しております。議会運営の公正を確保するとともに、事務執行の適正を確保するため、請負などの関係に立つことを禁止するものであると考えております。議決権のある議会議員が自分に関係する契

約を議決するという事は、公正さを保つことが困難であるというふうに考えております。繰り返しますが、地方自治法の条文は地方自治体の事務の執行の適正化と議会運営の公正を確保するため、議員個人が当該地方自治体の請負関係に立つことを禁止していますし、当該地方自治体から、請負している業者についても、取締役等になる者を禁止しているものでございます。

そこで美祢市においても、議会改革を推し進めようと思えば、政治倫理に関する条例の第3条の2に市の契約に対する遵守事項として、92条の2の規定の趣旨を尊重した条文を追加導入し、公平公正な真に開かれた議会を市民に示すべきではないかと考えております。全国的にも議員または親族の経営する企業の市の請負工事、委託契約を禁止する条例の制定を進めている市町村がふえてきており、先日は広島県府中市のこの市の条例が憲法違反ではないかと、こういった厳しい条例をつくるのが憲法違反ではないかということで最高裁の法廷まで争われましたが、最高裁は議会の公正な運営と市政への信頼を確保するための正当な規制であり合憲であると、言わばこういった厳しい条例をつくっても、それは合憲であるというふうな判断をしております。

本年6月議会でも、懲罰動議や解散動議を受けて今市民からは厳しくも期待を込めた議会改革が議会に求められているというふうに思っております。市民の信頼を裏切らないためにも政治倫理に関する条例の改定を切に望みます。

また、この条例改定案ですが、今赤字で示しているところが追加されているところでございます。特に先ほど申しました改定案の2ページ目、市の契約に対する遵守事項ということで、第3条の2から4までが大きく関わっていると思います。

特に読まさせていただくと、3条の2、議員その配偶者もしくは当該議員の2親等以内の親族、姻族を含む。または、同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業は、地方自治法、昭和22年法律第67号、第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市の工事等の請負契約、下請工事及び委託契約、指定管理者を辞退しなければならない。ただし、災害等特別な理由があるときはこの限りではない。2、前項に規定する議員が実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。(1)議員がその経営方針に関与している企業、(2)議員が報酬を定期的に受領している企業、(3)議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業、3、前2項に該当する議員は、市民に疑惑

の念を生じさせないため、責任をもって関係者の辞退届を提出するように努めなければならない。4、前項の辞退届は、議員の任期開始の日又は第1項に規定する契約に関わる事業を開始することとなった日から30日以内に市長に提出するものとし、その写しを美祢市議会議長に送付しなければならない。という第3条に今までにない事を載せております。

また、第6条ですが、次の3ページ。審査会の審査等というところです。ここに第1条として、審査会は議長から審査を付託されたときは、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。(1) 審査請求の適否、(2) 第3条に規定する政治倫理基準又は第3条の2に規定する市の契約に対する遵守事項(以下「政治倫理基準等」という。)の違反行為の存否、(3) 美祢市議会において講ずべき措置があるときは、その講ずべき措置、2、審査会は審査対象議員が審査会に出席して説明ができる機会を設けなければならない。3、審査会は、その職務を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し必要な資料の提出を求め、又は出席を求め説明若しくは意見を聴くことができる。4、審査会の委員は、本条第1項の審査にあたり、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務を政治目的のために利用してはならない。5、審査会は、前条第1項の規定により審査を付託された日から起算して90日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。6、審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員退任後も同様とする。

また、第8条も追加致しまして、第8条として審査結果の措置、議長は、第6条第5項の規定により審査結果の報告を受けたときは、速やかに当該審査結果を請求者及び審査請求対象議員に通知するとともに、議会に諮り、これを市民に公表するものとする。2、議長は審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準等に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置を講じることができる。(1) この条例の規定を遵守させるための警告を発すること、(2) 議員の辞職勧告を行うこと、(3) その他議長が必要と認める措置、ということの条項を追加した改定案を我々の会派として説明させていただきました。

以上です。

○委員長(荒山光広君) 今純政会さんのほうから美祢市議会議員の政治倫理に関する条例の改正案というものが出来まいりました。ただいまの説明に対して質疑等ご

ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

この件につきまして、本日なかなかその内容についてまで議論深めるのは難しいと思いますが、引き続き本委員会でこの件につきまして協議をするということによってよろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、本委員会で議論を深めていくということといたしたいと思います。

それでは今、座長さんの報告について質疑等ございませんでしたし、本改正案につきましても引き続きということでございます。

先ほど報告がございましたように、議員定数の適正化に関する分科会につきましては、報告がございましたので、この議員定数の適正化に関する分科会については、これで終結をさせていただきたいというふうに思います。

また、議会改革の推進に関する事項につきましては、ほかにもいろいろと先ほど御報告ありましたように協議をする事項もございますので、引き続き分科会を必要に応じて開催をしていただきたいというふうに思います。

また、今の美祢市議会議員の政治倫理に関する条例につきましては、本委員会で議論を深めることとしたいと思います。

その他皆さんから何かございますか。はい、坪井委員。

○議員（坪井康男君） ただいま委員長さんのお話よく理解できますし、きちんとした条例改正も検討するというところで結構だと思いますが。当初、この特別委員会が設置されたときに、おおむね1年を目途とするというお話だったと思います。そうなりますとデッドラインが文字通り解釈しますと、来年の6月定例議会が最終かと思いますが、そのような理解でいいのでしょうか。それとも来年の3月議会ぐらいで、もう結論を出すというふうに理解したらいいのか。あんまりだらだらとやってもあれだと思いますので、私の意見としては3月末で、全て終了ということをご提案したいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（荒山光広君） 今坪井委員さんのほうからありましたけれど、当初おおむね一年を目途としておりましたけれど、話の進み具合によっては早く結論といただきますか、方向性を見出したらと思います。言われるように、あまりだらだらやってもなかなか効果もないと思いますので、できるだけ早目の終結ができるような形で調整をさせていただいたらと思います。よろしいでしょうか。その他ございませんか。

それでは、以上をもちまして、本日の議会改革推進特別委員会を閉じたいと思います。どうもお疲れ様でした。

午前10時00分 閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年12月12日

議会改革推進特別委員長

荒山 貴広